

兵庫県公報

令和4年6月28日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産漁港課）	1
公安委員会告示	
○ 遊泳区域の指定	1

告示

兵庫県告示第797号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
17.4トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	11.4トン
兵庫県日本海定置漁業	5.9トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
11.6トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.8トン
兵庫県その他漁業	3.2トン

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第160号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指

定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月28日

兵庫県公安委員会
委員長 小西 新右衛門

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の 指 定 期 間	管轄警 察 署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月7日から同年8月28日までの間	須磨警察署
林崎海水浴場	明石市林崎町3丁目	明石市林崎町3丁目地先の海域で、林崎海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月7日から同年8月31日までの間	明石警察署
大蔵海岸海水浴場	明石市大蔵海岸通1丁目	明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月28日までの間	明石警察署
的形海水浴場	姫路市形的町的形	姫路市形的町的形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月2日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月10日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月17日までの間	たつの警察署

丸山県民サンビーチ海水浴場	赤穂市尾崎	赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月18日から同年8月15日までの間	赤穂警察署
赤穂唐船サンビーチ海水浴場	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月18日から同年8月15日までの間	赤穂警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月10日から同年8月28日までの間	豊岡警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月1日から同年8月28日までの間	豊岡警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月1日から同年8月28日までの間	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月16日までの間	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月16日までの間	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月9日から同年8月31日までの間	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署

北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
尾崎海水浴場	淡路市尾崎	淡路市尾崎地先の海域で、尾崎海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
江井海水浴場	淡路市江井	淡路市江井地先の海域で、江井海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和4年7月9日から同年8月28日までの間	南あわじ警察署